



小規模企業共済

ダブルの節税効果！



「小規模企業共済」とは事業者が廃業後の老後の生活資金を準備するため、積立をするものです。一年間の積立した掛金の全額を所得控除にすることができ、**節税対策としても有効**です。

◎支払時の節税効果

掛金は全額所得控除の対象となり、月額千円から七万円の範囲で五百円単位で自由に設定できます。加入後の掛金の変更は、五百円単位で可能です。

◎受取り時の節税効果

退職金を受取る時には課税対象になりますが、老後の生活資金のための積立ということで、税金面で優遇されています。受取り時の税金計算は次の通りです。

〔受取り金額〕－〔退職所得控除額〕×2×税率

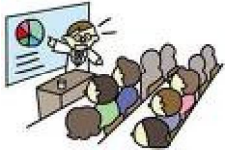
退職所得控除額は、加入期間に応じて増えていきます。積立開始から20年目までは毎年40万円ずつ控除額が増えていくので、長く掛けるほどお得になる制度になっています。起業したばかりの方も少額でも早めに始めることをお勧めします。

◆加入時に必要なもの

◎引落後詰手の個人名通帳 届け印

(ゆうちょ銀行以外の金融機関)

※必ず事前に電話予約をお願いします。



(控除の節税効果)

課税される所得金額	加入前の税額		加入後の節税額			
	所得税	住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額5万円	掛金月額7万円
200万円	104,600円	205,000円	20,700円	56,900円	93,200円	129,400円
400万円	380,300円	405,000円	36,500円	109,500円	182,500円	241,300円
600万円	788,700円	605,000円	36,500円	109,500円	182,500円	255,600円
800万円	1,229,200円	805,000円	40,100円	120,500円	200,900円	281,200円
1,000万円	1,801,000円	1,005,000円	52,400円	157,300円	262,200円	367,000円

※図は、小規模企業共済(中小機構)のHPより参照(<https://www.smr-j.go.jp/kyosai/skyosai/about/installment/index.html>)

※「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。

※税額は平成29年4月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算しています。住民税均等割については、5,000円としています。

 12月に、翌年の一部を前納して本年の控除額を多くする方法もあります(10/30締切)。詳しくは申告会まで！